

建設環境委員会

令和2年9月3日（木）

午後0時59分～午後3時02分

議会第4会議室

【出席委員】山田誠一郎委員長、中村宏志委員、川副龍之介委員、堤 正之委員、
武藤恭博委員、中野茂康委員、黒田利人委員、西岡義広委員

【欠席委員】野中康弘副委員長

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 干潟建設部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○山田委員長

それでは、ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

本日、野中副委員長より欠席という連絡が入っておりますので、御報告をいたします。

それでは、審査日程に従い、審査を行います。

まず、審査に入ります前に、執行部の皆様に対し申し上げます。

委員会は限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけていただき
たいと思います。なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。

なお、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いをいた
します。

委員の皆様におかれましては、質疑につきましては決算ですので、その範囲内での質疑
をお願いいたします。特に市政一般や予算に関する質問にならないように、くれぐれもよ
ろしくをお願いいたします。

また、一度に多くの質疑をされますと答弁が分かりにくくなりますので、質疑をされる
場合は、資料におけるページ数などで質疑項目の該当箇所を示していただき、1回の質問
について2問ぐらいに絞っていただければと思います。

なお、このたびの決算議案審査は委員会としての意見・提言を数項目取りまとめること
になりますので、そこを踏まえた上で審査をお願いしたいと思います。

それから、審査に関連して現地視察の希望がございましたら、マイクロバス等の都合も
ございますので、お早めにお申出ください。

それでは、建設部に関する決算議案の審査に入ります。

まず、第70号議案 令和元年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出8款1項から4項ま

でについて、執行部の説明を求めます。

◎第70号議案 令和元年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出8款1項から4項 説明

○山田委員長

ただいま執行部から説明がありましたので、委員の皆様の質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○川副委員

資料22の嘉瀬川ダム対策費、214ページです。嘉瀬川ダム水没地内の環境保全を目的にダム内の除草、仕切りに要した経費ということで、これについては、除草関係については年何回ぐらいの作業ですか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

対象地域といたしましては、嘉瀬川ダム周辺になりますけど、常時満水と防災で304メートルまで刈っています。その間の地区が、隣接地の田んぼとかなんとかに被害が及ぼすということで、除草作業を行っておりますが、年1回でございます。

○川副委員

この作業については、どこかに委託されてあるということですか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

全部で9地区あるんですけど、8自治会に委託をして実施しているところでございます。

○山田委員長

ほかにございませんか。

○中野委員

22番の227ページですね。特定外来種生物防除業務委託、防除の業務委託ですね、5件という数字になっておりますが、主な地区を分かたら教えてください。

○堤建設部副理事兼河川砂防課長

旧市内、河川砂防課と農村環境課とエリアを分けております。鍋島の西部環状線から県道鍋島停車場線の区間の範囲及び嘉瀬の扇町地区及び嘉瀬のうちの国道207号沿いのエリアの部分について、河川砂防課で取扱いをしております、それにかかる経費を掲載しております。

○中野委員

この分は河川砂防課の管理の分だけですね。

○堤建設部副理事兼河川砂防課長

そうでございます。

○中野委員

繁茂してから除去する現状かと思いますが、草が繁茂しないうちになるだけ地元で除去してもらえれば、このような大きな数字の金額にならないと思いますので、その点の地元に対する自治会とか生産組合長とかに、今後の除去の指導とかを今後進めていただきたい

などと思います。あまりにも金額がもったいないなどと思いますので、要望です。

○堤建設部副理事兼河川砂防課長

御指摘のとおり、もう繰り返しているようなことでございます。地域の方からもいろいろな形で情報をいただいておりますので、早めに情報をいただく中で、早急に対応できるような形で、少ない金額で、より多くの成果が出せるようにしていきたいと考えております。

○山田委員長

ほかにございませんか。

○堤委員

資料22の217ページ、空き家等対策事業の件ですが、今ここに登録制度の実施ということで登録件数が2件、成約件数がゼロ件、問合せが38件と出ておりますけど、これまでどれぐらい登録されたのか、そしてまた、予算に対してこういった数字で、果たして効果があるのかよく分からないもんですから、そこら辺を御説明いただきたい。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

この空き家登録制度につきましては、事前に空き家の有効活用することで危険な空き家とか管理できない空き家を少なくしていこうというような取組でございます。登録制度が始まって1年、まだ1年ぐらいで、周知がなかなか難しいところもありまして、今、周知の仕方といたしましては、固定資産税の納入通知を行いますけど、そこに、こういうような登録制度がありますよというようなチラシを入れて、全所有者の人に今お配りをしながら登録を行っているところでございます。実際、登録されたのが2件、例えば、売ることなんで、それで契約したのはまだありません。宅建協会であったりとか、そういったところとタイアップしながら登録を進めておりますけど、なかなか登録に至っていないという現状がありますので、今後とも、こういったものがあるのか、こういったもので登録ができていないか等も含めて、今後検討をして、なるべく登録件数を増やして、成売に結びつけるように努力をしていきたいというようなことで考えております。

○堤委員

これは以前からあった中山間地を中心にしたものだけじゃなくて、市全域でしょう。枠を広げていますよね。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

中山間地域の空き家バンクにつきましては、定住促進というような意味合いの中で事業を進められておりましたものを市全域に広げて、今回、登録制度というものを新しくつくっております。

空き家バンク制度につきましても、そのまま残っております。制度としては残っておりますけど、これは、主に市街地周辺の空き家をなるべく利活用していただくというような趣旨の下で、制度をつくっているものでございます。

○堤委員

中山間地も当然この問題は直面しているわけですがけれども、中心市街地あたりでも、本
当に空き家が増えてきて、管理の問題、安全性の問題も含めて、急務な問題かなと思いま
す。もうちょっと強力で推進できるような方法を、今までの反省の下に何か問題点とかい
うような感じとかありますか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

空き家の問題につきましては、全国的な問題でございまして、特に中心市街地に空き家
が増えているというようなお話も、私ども十分に聞いておるところでございまして。

この登録制度につきましては、まず空き家で、売れるところについては、やっぱり不動
産屋等がきちんと管理されて、ちゃんと契約まで持っていかれるというのが通常なんです
けど、なかなか売れない、そういうふうな土地であったり、建物であったり、そういった
ものを皆さんに知っていただくということで、こういった制度を始めたんですが、登録
につきましては、もともと宅建協会とかで売りに出されている物件は対象ではございませ
んの、新たに掘り起こした分が対象になっております。そのため、なかなか掘り起こし
ができていないということが非常に問題かなということでは思っております。今後、そう
いった関係団体と十分に協議を行いながら、こういったものが一番有効的なのかというの
も含めて、今後、検討していきたいというようなことで考えております。

○武藤委員

今さっき、堤委員から言われた登録、登録した場合に、当然空き家ですから、どこかに
関係される相続人あたりがいると思うんですけど、何かメリットというか、登録された場
合のあれというのは、どういうふうな形になるわけでしょうか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

この登録制度につきましては、私ども市と宅建関係の協会のほうと併せてやるわけです
けど、そちらのほうのホームページとか、ネット上に載せていただいて、なるべく、そこ
が売買になるように促進していく制度でございまして、まずは、登録件数を増やして、
全国的なそういった登録をやっているところがあります。そういったところに登録をしな
がら、皆さんにぜひ利用していただきたいというような思いで、登録する制度でございま
すが、先ほど言いましたとおり、登録件数が伸びないので、登録件数をどうやって伸ばせ
るかとか、そういったものを検討しながら今後進めていきたいと思っております。

○武藤委員

先ほどの説明の中に、空き家が解体される助成金の最高額が50万円で、昨年9件あった
ということではございますけど、予算を見れば、441万円になっているということは、大体1
戸当たり50万円近く助成されているわけですが、この50万円の対象になるというのは、い
ろいろ条件があったと思うんですけど、ちょっと、もう一回教えてもらってよろしいです
か。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

この助成金の流れについて御説明させていただくと、5月、6月に市報等を通じて募集を行いまして、40件ぐらいの応募がございます。その中を1件1件調査いたしまして、危険度、壊れるという危険度を点数化しまして、危険な空き家、これは助成してでも壊していただかないといけないというような空き家を特定しまして、助成を行っているところでございます。ですから、本当にほったらかしにしていたら迷惑をかけるというような空き家が対象となっているところでございます。

あくまでも、空き家の解体については、所有者が解体するべきものと私ども思っておりますけど、危険な空き家の解体がなかなか進まないんで、そういったものを喚起するためにも、この助成金というものを、制度をつくって行っているところでございますので、危険な空き家というのが対象になっているということでございます。

○武藤委員

加えて、50万円の助成をいただくための所得の制限もあったですね。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

この制度は、平成29年から創設をしておりますけど、その当時、所得制限を設けておりました。解体したくてもなかなか解体できない方を対象に所得制限を設けておりましたが、そういったことでは、なかなか危険な家屋の解体が進まないということで、所得制限を取っ払っております。

○川副委員

空き家の解体除去の対象ということで、今言われましたけど、例えば、空き家で、そこが火災になって半焼した場合、当然そのままにしたら危険家屋になりますが、火災等で半焼した場合には、その解体除去の対象になり得ることはできますか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

あくまでも、建築物ということになりますので、火災の程度によってはもう焼失しているということになります。それは廃棄物扱いになります。ですから、この助成の対象にはならないということと、あと、空き家についても、1年以上は空き家である、誰も住んでいないというのが条件にあります。そのため、火事が起こって住んでいないということになると、それまでは住んでいたということになりますので、空き家扱いにはならないということになります。

○川副委員

今、結構、佐賀の中央分団のほうで火災があって、不審火で空き家のほうが火災になったりしているところもあります。そういった中で、完全な空き家が、不審火で火災になって、半焼して、今度周りに危険な家屋ということで、被害が及ぶ場合、これもやっぱり、今のところ対象じゃないということでは言われましたけど、ぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

ケース・バイ・ケースによるのかなということと考えております。もともとが空き家で、不審火等で火災が起こった場合に、建物が建物としてまだ半焼とか残っている場合で、周りに影響があるような場合には、検討させていただくということになると思います。

○西岡義広委員

解体のこの補助金のことなんですが、平成29年度から始めたということで、平成29年度、平成30年度、令和1年度という形で3年間のうちに、さっきの相談件数も約40件超しているという報告がなされました。建設部で調べた結果9件だったんだよというのが、これなんでしょう。なので、需要と供給というか、相談件数が非常に多いから、これは平成29年度から見ると、増えてきているものなのかどうか、その辺の部分。そして、さきにも、もっと相談があるから、その辺の部分を増やそうと考えなくてはいけないものかどうか、その辺まで含めてから答弁ください。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

除去費の推移を申し上げますと、平成29年に15件の相談があって、5件を実施しております。平成30年につきましては、33件の申請に対しまして7件、平成31年につきましては、42件に対しまして9件というようなものでございます。令和元年のことですね。基本的には、本年度は12件を予定しております。現地調査で危険な空き家ということで、ちゃんと建築の専門家が柱の傾き状態であったり、瓦の状態であったりとか、そういったものをきちんと評価を行いまして、点数化をしながら、危険なものという中で解体をしております。

ただ、周りに迷惑をかけているものもありますので、そういったものも加味しながら、対象の物件を決めさせていただいております。

今年度の状況を申し上げますと、12件ほど今予定をしておりますけど、基本的には、それ以外に倒壊しそうな空き家というものはございません。ただ、申請によっては、そういったものがオーバーする場合もあると思いますので、そのときには、予算の確保等も含めて検討していきたいというふうなことで考えております。

○西岡義広委員

確かに副部長がおっしゃられたんですが、所有者の理解の下で、その辺を除去、解体をしていただいたら非常によろしいんです。ただ、空き家関係も一般質問させてもらった経緯が私はあるんですが、かなり増えてきよっとですね。それに、特に台風シーズンとかなんとか、非常に怖いという意見も聞いているし、特に自治会長から申請とかなんとかという部分が、かなり今から先出てくるんじゃないかと考えておるんです。その辺の優先というか、そういうものも徐々に上がっているんで、なるほどねという推移は分かったんですが、もっともっとこれじゃ足りないと思うんですけれども、その辺、自治会長のお願いとかなんとか出てきた場合については、どのような形で対応していくものか、その辺も含めて。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

この助成費につきましては、あくまでも個人がするわけですが、基本的には2分の1、大きい家では200万円から300万円ぐらいかかる中で、50万円を上限に今やっている状況でございます。危険な空き家ということで認識していただいて、取り組んでいただいているわけですが、一方、やっぱり解体するのは、個人の責任の下やっただけかなければいけないという大前提がある中で、危険になるまでほっとけば補助金が出るよということにもなりかねない、それはちょっと違うということで、私どもも非常に悩んでいる部分であるんですが、やっぱり空き家は個人がきちんと管理していただいて、壊すときには壊していただくというのを大原則としながら、その中で事情がある方がおられますので、そういった方を助けて、そういった空き家をなくしていきたいという気持ちもありますので、この制度になっております。

また、困っているのが、この制度じゃなくて、空き家として危険な空き家がまだ残っております。助成の申請もされない空き家というのも残っております。自治会のほうも、そういったことで困っておられる物件というのも現実にあります。そういったものは、いろんな制度の中で、頑張っていきたいと思っておりますけど、うちのほうから文書を差し上げて、なかなかやっただけないところもあります。ですから、寄附をいただくと、うちのほうで壊すというような制度をつくっておりますので、そういったものを活用しながら、危険な空き家の除去に努力していきたいなということで思っております。

○西岡義広委員

そしたら、幾つか知っているんですけど、嘉瀬町なんか、寄附があつて佐賀市の責任において解体をする、そのあとは地元で恐らく管理なんだろうけど、今、何件ぐらいあるんですか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

今まだ1件しかそういったものはありません。ただ、今検討しているところが2件ほど、御相談しているところが2件ほどあります。ですから、そういったものを逐次進めていきたいなということで思っております。

○西岡義広委員

それは所有者の方からのお願いなんですか。地元自治会からのお願いなんですか、その辺どうですか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

両方あります。どうしても私どもに解体をしていただきたい。そうしないと、周りに迷惑をかけているというような空き家につきまして、本人と交渉するわけですが、その中で、なかなか資金がなかったりという中で、寄附できますかというような御相談もさせていただく場合もありますし、自治会からどうしてもどけてくれと、自治会も管理をするよというようなお声をいただいたときに、御本人のほうに寄附はできませんかというような御相談させていただくということで、両方ケースがあると思います。

なかなか相続関係で、いろいろ所有者が特定できないとか、いろんなケースがありますので、そういったものを我々逐次調べながら対応を行っていきたいというようなことで考えております。

○西岡義広

ちょっと要望になってしまいますが、最高50万円という形なんです、例えば20万円、30万円、50万円という形で、少しでも危険家屋と申しましょうか、解体に進む方向で当局も考えていただきたいなと思うんですが。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

今、申請あった分の解体費用を見ますと、やっぱり2分の1にはなっていない。ほとんどが100万円を超えるような解体費用が出ているという中で、50万円の設定が妥当なのかというのは、私どもとしてもどうかなと思うんですけど、やっぱり解体費用が100万円を超えるような解体になっていますので、2分の1の50万円というのが、今のところ解体を促す上で、必要ではないかなというようなことで判断をしているところでございます。

○山田委員長

西岡委員、この決算の審査からかなりかけ離れています。最後、どうぞ。

○西岡義広委員

そういうふうで、少しでも市民に迷惑になっている家屋なんですよ。ということで、1弾、2弾、3弾ぐらいでも将来的に考える必要性があるんじゃないかなという提案なんですよ。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

将来的にそういった手がつけられないような空き家といいますか、そういったものが、だんだん増えてくるような予測も立てられますので、将来的には動向を見ながら、そういったものを検討していく必要があるというようなことで考えております。

○川副委員

もう一つ、危険家屋のほうで、危険家屋の是正指導の中で、例えば急に自然災害、今で言いますと、台風10号が3日後ぐらいに来ますけど、そういった中で、非常に危ない危険家屋の是正指導ということは、どういうふうな指導をされますか。

○姉川建設部副部長兼都市政策課長

基本的に危険家屋の場合は、周辺住民の方からの通報が多くございます。その中で、私どもが現場を見ながら、これは危険ですよという判断をした場合に、文書で基本的に通知をするわけですけど、その前に所有者を特定することに少し時間がかかるというような問題等もございます。所有者が特定できた場合には、複数所有者がおられる場合もありますし、うちの法に基づいて適正に管理されていないので、管理をしてくださいというような指導の文書を差し上げております。本人から連絡をくださいというようなことでしているところもあります。そういった文書による指導を今ちょっとやっているところでござ

ざいます。

台風前、今日も職員が、昨日の風の状況で現場は変わっていないのかという今調査を行っているところでございます。台風前には、もちろんそういった危険家屋は巡回をして、前と状況が変わっていないかをしながら、危ないものについては、緊急措置、安全措置を市のほうで行いながら対応を今やっているところでございます。

○山田委員長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、一旦ここで、休憩をしたいと思います。15分にまた再開したいと思います。よろしく申し上げます。一旦休憩します。

◎午後1時59分～午後2時15分 休憩

○山田委員長

それでは、8款5項及び6項について執行部の説明を求めます。

◎第70号議案 令和元年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出8款5項から6項 説明

○山田委員長

ただいま執行部から説明がありました。委員の皆様のご質問をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

再度申し上げますけれども、決算審査でございますので、一般質問等のようなことにならないように質問をお願いいたします。

○堤委員

22の資料の236ページの旧枝梅酒造管理運営経費49万円、50万円ぐらいだということを出しておりますけれども、これだけなんですか。ほかの部門から出ているものはないわけですかね。まずの点を確認します。

○村上企画調整部副部長兼歴史・世界遺産課長

市が管理している施設の経費としては、記載のとおりでございます。電気料20万円、上下水道料が7万円ぐらい。あと施設管理として、株式会社とっぺんのほうに18万円、これは委託しております。

○堤委員

今出ました株式会社とっぺんのほうは、18万円ぐらいですか。

来場者とか、そういったところの把握はされていますか。私も二、三年前に行ったことがあるんですけど、最近では、どうもあまり地元の方も行かれていないみたいなので、その後どうなのかなと。

○村上企画調整部副部長兼歴史・世界遺産課長

まず、母屋でイベントをしたりする、18件ありますけれども、そこに約1,000人、それから、休憩所のイベントとして、地区のお祭りとかイベントが3件あって200人、あと、母

屋のほうで、酒の蔵えんというところが飲食を提供しておりますけれども、約300日の営業日数がありまして、来店者数が約3,200人、それと同じ敷地内に、これはNPOのほうで東の蔵というところを管理して、そっちのほうで、ワークショップですとか展示会、演奏会、そういったものを年間16件ほど開催されておりました、そちらに約2,000人ということで、全体を合わせると、だんだん参加者というか、来場者というのは増えてきたかなと。ただ、新型コロナウイルスの影響で、せっかくここまで来たのにというところは、委託業者の方からは、ちょっと聞いているところであります。

○山田委員長

ほかにございませんか。

○中野委員

22番の239ページ、保存樹保護事業の説明がありました。現在、71本が指定されているということですが、主な木の名前をよかったら教えてもらいたいと思います。

○武久緑化推進課長

一番多いのが、クスノキでございますけれども、そのほかにイチヨウとかクロガネモチ、あとムクノキとか桜、ソテツなどでございます。

○山田委員長

ほかにございませんか。

○川副委員

資料22の234ページ、宅地耐震化推進事業ということでマップの作成を委託したということでしたけど、マップがいつできるのか、それと、マップの枚数と、どういうふうな使い方をされるのか教えてください。

○柿原建築指導課長

マップのほうはもう完成しております。研究会のほうでも御説明いたしました。地図自身は、上、真ん中、下みたいな感じで3枚になっておりまして、ホームページのほうで公表しております。

私どものほうで公表した結果、佐賀県全部のマップが公表されたということになります。

これは何に使うのかと、何になるのかと言われましたけど、もともとが平成7年の兵庫県南部地震、平成16年の新潟県の中越地震の際に滑動崩落があったということで、平成18年に国によって宅地耐震化推進事業というのが創設されました。これを受けて、ガイドラインがつくられまして、そのガイドラインに基づいて市内の大規模盛り土造成地を調査してその結果を公表することで、市民の防災意識の向上を図ることを目的としております。

○川副委員

市民の周知徹底ということで、今までは周知徹底をどのようにされたか、もう一回、すみません。

○柿原建築指導課長

この調査の結果で、住宅地というのはありませんでした。大きな施設がっておりますけれども、今のところは地図をホームページで公表しただけです。これ自身は調査をただ行っただけで、固有物件を危険だということを表しているわけではありませんので、今のところは、こういう問題があるかもしれませんよということを公表しただけです。

○川副委員

そしたら、235ページの徴古館を活かしたまちづくり推進事業の中でイベントの参加者数が平成30年度は3万3,000人、令和元年度が9,500人ということで減少した理由を教えてください。

○村上企画調整部副部長兼歴史・世界遺産課長

平成30年度は幕末維新博覧会とか、そういった明治維新150年関係の事業で、そういう効果があつて多かったということと、令和元年度は特に下半期は新型コロナウイルス感染症の影響があつたと、この2点が大きな理由だというふうに考えております。

○川副委員

そしたら、240ページ、公園利用者の状況ということで、この中で見ますと、干潟よか公園が31万7,000人ということで、非常に特化した人数が来ておられるということですけど、ここに行ったら、結構、福岡ナンバーというか、久留米ナンバーが非常に多いのに気づきました。何でかと思ったら、これは福岡放送で干潟よか公園が紹介されて、その先、今の農林水産部長の礎部長が四、五年前に出て、あそこの滑り台が、垂直の滑り台があつて、そこが何か非常に子どもたちに受けて、福岡のほうから来ているということでした。

そしたら、そういうPR効果があつたんだなと思いますけど、ちょっとこの中に公園の名前が挙がっておりませんが、蓮池公園の例えば利用者状況というのは分かりますか。

○山田委員長

分かりますか。分かる方で、蓮池公園の利用状況……。川副委員、後で資料を用意していただきましょうか。

○川副委員

というか、何で蓮池公園を聞いたかということ、佐賀市内の公園を見ていると、蓮池公園の整備が遅れているというか、樹木とか桜の木が育たなくて、枯れてある部分もありますし、公園の東のほうにも樹木の枯れた部分を切ってから放置してあるような状況もあつて、なかなか人が、子どもたちも来ないような状況です。結構樹木は、多くあそこは植えてありますが、なかなかお客さんが来ないのはどういう対象にするのか、それは子どもたちを対象にするのか、上の世代を対象にするのかとありますけど、そこら辺で、もう少し蓮池公園を人の呼ぶようなということで、ちょっと人数を、来客の利用者数をちょっと聞いたわけです。

○武久緑化推進課長

利用者数については、ただいまちょっと調べさせていただきますので、分かり次第、御

報告いたします。

○山田委員長

それは口頭でいいですね。

○川副委員

口頭でいいです。

それと、241ページに、県緑化センター跡地公園整備事業ということで、これは公園じゃなくて何かアクセス道路の整備ということでしたけど、この緑化センターの公園をどういうふうな公園なのか、ちょっとイメージができませんので、もしよかったら口頭でどういうイメージの公園なのか教えてください。

○武久緑化推進課長

緑化センター跡地は、ちょうど真ん中に水路が挟んでおりまして、北側と南側の2つに分かれております。北側のほうについては、遊具とか、そういうものを設置していくかと思っております。あと南側のほうにつきましては、今現在、植樹とか、多く木が植えられている状態でございます。それについては、もうちょっと木を整理しながら、広場とかをつくっていききたいというふうに思っております。

○山田委員長

川副委員、このイメージ図が研究会で提出されていますので、それを見ていただいて、イメージとして。

○川副委員

はい、イメージ図は分かって、ただ、今公園等というか、例えば本庄公園だとか巨勢公園、ああいうところは、多目的グラウンドと併せて、芝と併せて遊具関係をされているということで、いろんな世代を集めて、できるような公園になっておりますけど、大体そういうイメージで大丈夫ですか。

○武久緑化推進課長

先ほど御説明したように、半分から北のほうは、遊具とか、そういう子どもさんたちとかが遊べるような公園というふうに考えておりまして、あと半分から南のほうについては、植樹も結構しておりますので、それを整理しながら、ゆっくりくつろげるような、そういうふうな公園を考えております。ですから、世代も広い世代で使っていただけるような、そういう公園を考えております。

○山田委員長

ほかにございませんか。

○中村委員

ちょっと関連で、同じ240ページの利用者の状況のところ、神野公園の遊園地は、対前年比がちょっと増えているんですが、減っているところの分の原因が分かれば教えてください。

○山田委員長

今の中村委員の質問、もう一回よろしいですか。

○中村委員

240ページの元年度の公園利用者の状況で、神野公園の3か所、神野茶屋とこども遊園地と隔林亭ですね。遊園地は対前年比がちょっと増えているんですが、神野茶屋と隔林亭のほうが対前年比で減っているんで、何か減った要因とか、原因が分かれば教えてください。

○武久緑化推進課長

神野茶屋と隔林亭につきましては、一番影響したのが、3月末の花見時期に新型コロナウイルスということで閉じさせております。その件で、結構大きく影響していると思えますけれども、あとそのほかに隔林亭については、少人数のグループがほとんどなかったということもございまして、こういう数字になっております。以上です。

○山田委員長

川副委員の質問について、口頭でよろしいですから。

○緑化推進課職員

蓮池公園の来園者数ですけれども、減っているというのは認識しておりますけれども、確固たる数字は把握しておりません。

委員から御指摘がありました、剪定くずが置いてありましたけれども、先月、処分を行っております。以上です。

○山田委員長

あそこは管理人もいないですよ。だから、カウントの取りようがないですよ。ただ、減っているということは、間違いはないということは認識されているということですね。分かりました。

川副委員、よろしいですか。

(「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにも御質問もないようでございますので、次に、11款2項について執行部の説明を求めます。

◎第70号議案 令和元年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出11款2項 説明

○山田委員長

ただいまの説明について、委員の皆様より質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○西岡義広委員

確認ですが、災害復旧については、全て大体工事は終わっているんですか。非常に土木屋さんなんかが取っていただかなかったということもいろいろあっておりましたが、まだ

まだ工事は続いているのか、その辺も、ちょっとよかったらお示してください。

○小池建設部副理事兼北部建設事務所長

公共土木施設災害に限ってちょっとここで説明させていただきます。

平成30年災は発生した62件全て契約が済んでおり、93%となる58件が工事完了しております。

令和元年災は発生した19件で契約が済んでおり、10%となる2件の工事が完了しております。

令和2年に発生した災害については、現在10件発生しております、今後、災害査定を受けながら工事を進めていくこととしております。以上です。

○西岡義広委員

もう少し分かりやすく、完成したのが大体全体で何%になるんですか。

○小池建設部副理事兼北部建設事務所長

平成30年度に発生した災害につきまして、62件全て契約が済んでおりまして、93%となる58件が完了しております。

令和元年度に発生しました19件の約10%となります2件が完了しております。

令和2年度はこれからでございます。以上です。

○山田委員長

ほかにございませつか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにも御質疑もないようでございますので、これで建設部の審査を終わりたいと思いません。

執行部の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○山田委員長

それでは、本日の決算議案審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

それでは、次に本日の決算議案審査において委員会としての意見・提言を取りまとめる案件の候補として、さらに協議、検討が必要な案件はございますか。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○山田委員長

そしたら、また後で検討していただきたいと思いません。

それでは、案件はまた後で皆さんと協議したいと思いません。

それでは、本日の建設環境委員会を終了したいと思いません。

次の委員会は、明日9月4日金曜日の午前10時から再開予定としていますが、現在、接近

している台風10号の影響によりまして、開催時間変更の可能性がございます。状況によっては、再度の変更の可能性もありますので、昨日と同様に、随時メールを御確認いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

以上で、本日の建設環境委員会を終了いたします。